

# 総務常任委員会

平成18年12月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎坂口 徹                      ○木澤 正男                      嶋田 善行  
松田 正                      中西 和夫  
中川議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	清水 建也
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	谷口 智子
企画財政課長	西本 喜一	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	教委総務課長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	清水 昭雄	監 査 書 記	佐藤 滋生
会 計 室 長	清水 孝悦		

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 松田委員、中西委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方より指名いたします。

署名委員に、松田委員、中西委員のお二人を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。はじめに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第59号、斑鳩町の副町長の定数を定める条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第59号、斑鳩町の副町長の定数を定める条例について説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案につきましては、前回の委員会で、説明申し上げました内容と同様でございます。それでは、末尾に添付させていただいております要旨を見ていただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日に公布されました。この改正によりまして、市町村には助役ではなく、副市町村長を置くことと規定されたところでございます。当町におきまして

は、副町長となるわけでございますけれども、改正後の同法第161条第2項で、その副町長の定数は、条例で定めることとされましたことから、本条例を定めるものでございます。本条例では、その定数を1人といたしております。なお施行は、地方自治法の同条の施行日でございます平成19年4月1日からとっております。

以上簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。  
松田委員。

松田委員 議案第59号が上程されているわけでありますが、本会議から付託を受けました総務常任委員会の付託議案のほとんどは、ただ今説明がありましたように、地方自治法の一部改正に伴う関連条例の改正内容が主となっているわけであります。特にこの今回の59号の関係については、前回も予定議案として説明を受けました際に確認をいたしておりますように、助役を副町長に改めて、経過措置に基づいて現在の助役をそのまま残任期間、副町長に選任をするという格好になってきているわけでありますが、質疑の段階でも明らかにしていますように、現行の助役と副町長になってもあまり性格的には変わりはないという答弁を得ているわけでありますが、同時に収入役は会計管理者として、選任対象となる者の範囲がいわゆる一般職員へ替わった、替わるという事でありますが、このことについて若干この項の中で質疑をしておきたいと思うんですけど、収入役を会計管理者として選任対象となる者を補助機関職員とされた事の目的なり意義というのは、狙いというものはどこにあるのか、という事をまず聞かせていただいております。

総務課長 収入役制度が廃止されて会計管理者とされたことの意味、意義、狙

い等でございますけども、これにつきましても前回の委員会で説明させていただきましたが、要するに収入役は現在でも助役さんと共に自治体のトップマネジメントのいちおきを担っておられるという事で、その中でも地方公共団体の会計事務を掌る職として設置されているというところでございます。そういう中で会計事務の電算化の進展、そしてまた監査制度や情報公開制度の充実等によりまして、特別職であります収入役によらずとも、一般職の職員であっても、会計事務の適正な執行を確保する事が可能であるという風に考えられるようになってきたという事がございます。また、実態といたしましても改正前、現行でございますけども、現行の第168条第2項の規定によりまして、町村では条例で定める必要がございますけども、条例で定めることによりまして、収入役を置かず町村長または助役がその事務を兼掌する事が認められていたという事がございまして、行財政改革の一環といたしまして、収入役を置かない自治体が増加してきているという状況があるという事でございます。こうした背景がございまして、特別職である収入役制度を廃止されたという事でございますけれども、引き続いて会計事務の適正な執行を図るために、事務の命令機関と会計機関を分離する事によりまして、管理機能を維持し、収支に関する内部牽制制度といたしまして、職務上独立した権限を有する機関といたしまして、一般職のうちから会計管理者を置くこととされたという風に理解をしているところでございます。

松田委員 会計管理者を置くという事について、当然にして諸規則の改正などが必要になってくるんだという風に思うんですけども、その手続きについてはどのようにお考えになってるんですか。

総務課長 諸手続きにつきましては、当然今の収入役の職務はそのまま全部会計管理者に移行されるものという形になるわけでございますので、それにかかる必要な条例、規則あるいは要綱等々につきましては、今回の12月の議会に合わせまして全部それを改正していく、もちろん施

行日は来年の4月1日でございますけれども、そうした改正をこの12月で改正していくという形をらせていただいております。収入役から会計責任者への引継ぎにつきましては、従来の収入役の改選、交替に伴うものを踏襲していくものであらうと考えておりますけれども、その事につきましてまた別途、政令が出るという風に聞いておりますので、そこに詳しく網羅されるという風に考えております。

松田委員 条例などにもよらずに収入役の業務とあまり変わらないものが、いわゆる会計管理者として指定をされると。その関係についてのもの、ほとんど規則になっているわけですがけれども、その規則の関係については、支障のないように改正がされていくんでしょうけど、その内容については、我々には説明は、委員会等についての説明というのは全くないのでしょうか。

総務課長 ただ今申し上げましたように、基本的には従来の収入役さんが交替される時の事務引継ぎがされているという形を想定をしているわけですがけれども、先程も申し上げましたように、その引継ぎにかかる政令について、別途出るという形で聞いておりますので、その中で網羅されてる点、それを当然していくものでございますので、その時点でまた議会の皆様にもそうした内容については、説明をしていきたいという風に考えております。

松田委員 法令その他の関係というのはもう出てるのではないんですか。まだ出てないんですか。

総務課長 収入役から会計管理者に引継ぐべき事項については、別途の政令を定めるという事で、それについては、まだ出ていないという事で、いつ頃出るかというのは、当然来年4月1日の施行でございますので、それまでには当然出てくるであらうとは考えておりますけれども、現時点においてはまだ出ていない状況でございます。

松田委員　これもですね、省令その他の関係が出ないと分からんという事になるんか、あるいはどうかという事については疑問でありますけれども、会計管理者がおかれるようになってですね、選任範囲というのは町長部局になるんだろうと思いますけど、その会計管理者の位置付けというのはどういう事になるんでしょうか。

総務課長　会計管理者というのはあくまでも事務執行方とは独立した、要は先程もちよっと触れましたけども、事務の命令機関とは別途、会計機関を分離するという事を明確に示されておるわけでございます。その関係から申しますと、会計管理者は例えば総務部長と兼務するといったような事がないような形での任命という形になるであろうという風には考えております。

松田委員　任命権者が町長であって、新たに収入役を一般職員にするという事で三役ではなくなるわけですがけれども、そういう関係について、身分なり位置付けという事をどういう事にするんかということになると、一つ見解を述べられているんですけども省令が来ていないという事、全ての関係は後で省令その他が出てこないとはっきりしないという風な関係で答弁をされているわけですがけれども、極めて曖昧だという風に思うんです。そういう風な言い逃れの関係が、後から出てくる関係、それぞれの条例、条例と言いますか、今日の場合では条例なんですけど、条例改正なんかに出てくる。そして、それに基づいてという事で続いて規則が改正される。規則は当然に委員会審議の対象にはならない。ところが具体的内容については、規則その他の関係について、明示をされていくという関係になるわけですし、全く形式的に条例だけを審議させるという、現在のシステムについて私は疑問に感じるんです。そして色々聞けば分からないとかあるいは省令が出てこないからまだ未定であるとか、いう事にひかれて実際の審議をするという事が実は不可能な状態になってきているという風に思うわけです。

そういう事について一体本当に分かりやすい議会審議なり議会での条例制定をしようとなってるのかどうかという事について、甚だ疑問でありますけれども、これ以上申し上げてみても具体的説明がされるという風には思いませんので、これでおいておきますけれども、私は極めて現在の取り扱いについては、不明瞭な関係が多すぎるという事を指摘して終わります。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第59号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第59号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第62号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第62号、斑鳩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読 )

総務課長 本議案につきましても、前回の委員会で、説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは、末尾に添付させていただいております要旨をご覧いただきながら、説明をさせていただきたいという風に思います。この要旨でございますように、固定資産評価審査委員会における委員長の設置につきましては、法律上、ここでいう法

律とは地方税法でございますけれども、地方税法第423条におきまして、固定資産評価審査委員会の設置等については規定をされているところでございますけれども、委員長の設置につきましては、なんら規定がないという事でございます。このことから、当委員会の円滑な運営を図る必要上から、本条例におきまして、委員長の設置及びその任期等について定めているところでございます。ところで、現行の本条例におきましては、委員長の任期を1年と定めておりますことから、不服申立て等の案件がない場合でも、委員長を選挙するという必要から、当委員会を開催しているという状況がございます。もちろん、委員長の選挙だけではなく、当日には税制の改正等に係ります研修も行っているところではございますけれども、こうした状況につきまして、町監査委員さんからのご指摘もございましたことから、より適正に委員会を開催することとするため、また、引き続き委員長となつていただくことによりまして、その経験を生かし、委員会の運営がより円滑になるということも期待いたしまして、委員長の任期に関する規定につきまして、所要の改正を行うものでございます。具体的に申しますと、現在、委員長の任期を1年と定めておりますこの条例の第2条第5項を削除することといたしております。なお、本条例につきましては、現委員長の任期との関連から、施行日を平成19年1月1日からとしております。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 木澤委員。

木澤委員 一点確認をさせていただきたいんですけれども、委員長の任期を一年とする点を削除する事につきましては、委員の方というのは了解を得られているのでしょうか。



総務課長 委員長自身にはこういった改正をさせていただく旨については、ご連絡をさせていただき、ご了解をいただいているところでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第62号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第62号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(3)議案第63号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてですが、報告事項の(1)議案第61号の審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例については、議会運営委員会への付託議案であります。総務委員会所管に係るものもあり、関連を致しますのであわせて説明を求めたらと思いますが、そのように進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議案第63号および報告事項(1)の議案第61号を一括議題として、理事者の説明を求めると致します。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第63号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費

用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてと、各課報告事項の1番目の議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてのうち、当総務常任委員会の所管する部分につきまして、合わせて説明をさせていただきます。まず、議案第63号の議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案につきましては、前回の委員会で、説明をさせていただきました内容と同様でございますが、一部修正を加えております。そのことも当然の事ながら含めまして、説明をさせていただきたいと思っております。それでは、末尾に要旨といたしまして、3枚添付をさせていただきますいております。後ろから3枚目から要旨が始まっているわけでございますけれども、この要旨をご覧くださいながら、説明をさせていただきたいと思っております。まず要旨の1でございます。前回の委員会で、説明をさせていただきましたように、本年6月30日に、特別職報酬等審議会に、議会の議員さん、町長ほかいわゆる町三役の報酬額または給料の適正な額及び実施時期につきまして、諮問を行いました。その後審議会では、5回にわたる慎重審議の結果、去る10月23日に答申をいただいたところでございます。また、その他の非常勤の特別職の報酬につきましても、ご審議を賜るよう依頼をいたしまして、このことに係る報告も10月23日にいただいたところでございます。その答申及び報告の内容につきましては、前回の委員会でも説明をさせていただきましたとおりでございます。本議案につきましては、その答申及び報告を尊重させていただく立場から、検討をし、作成したものでございます。また、今回の要旨には報酬額だけではなく、町議会を除く審議会等附属機関等の見直しも行っている旨も、記載をさせていただきます。この見直しの結果、現在の49機関から、4機関を廃止し、2機関を1つに統合することにより、5機関を減少させまして、結果といたしまして44機関としているところでございます。

この見直しに係ります、総務常任委員会所管のものにつきましては、後の各課報告事項の1番目の議案第61号の中で、説明をさせていただきます。

要旨の次のページからは、この条例の別表におけます報酬額の改正前、改正後の比較表となっております。この中の個々の審議会等の委員等の改正額についての考え方につきましては、前回に説明をさせていただいたとおりでございますので、今回は割愛させていただきますけれども、その前回の質疑の中で、「原則として、町議会議員及び国を含む他の地方公共団体等の職員から選出された委員等につきましては、報酬を支給しないこととする。」ということにつきましても、その考え方を説明をさせていただいたところでございます。改正条例案に、その旨をきちんと整理しておく必要上、公職選挙法上からも、そのことをきちんと規定しておく必要があるということから、前回お示いたしました案を修正いたしまして、その規定を追加させていただいております。その修正の個所でございますけれども、要旨の一番後ろを見ていただいたらお分かりいただけると思うんですけれども、この別表の比較表の一番うしろ、最終ページでございますけれども、ここに別表の備考という形で、1としてアンダーラインをずっと引かせていただいておりますけれども、その部分でございますけれども、すなわち、議会の議員及び国又は他の地方公共団体等の職員のうちから選出された者の報酬は、別表の規定にかかわらず支給しないと。ただし、別表の区分における「1 議会の議員」「4 監査委員」「6 農業委員会の委員」それとその他法令等の定めるところにより報酬を支給すべきものと規定されているものについては、この限りでない。という事でこれが今回追加させていただいたものでございます。このことによりまして、町議会議員の皆様におかれましては、『「議会の議員」としての報酬、または「監査委員」や「農業委員会の委員」等におなりになったときの報酬以外は、受け取らないこと』につきましても、法的根拠ができるということになるわけでございます。なお、この改正条例の施行は平成19年4月1日からとしております。このことから、議会

の議員さんにつきましては、平成18年4月1日から当分の間、講じられてきた報酬月額の特例措置を、平成19年3月31日をもって終了させることとしております。また、前回の委員会では、議長の方から、今回の改正によって議会の議員さん以外の委員会等の委員報酬額が、どれくらい変わるのか、どれだけ減るのかといったご質問をお受けいたしまして、はっきりした数値につきましては、次回お答えすると申しておりましたので、ただ今から申し上げたいと思います。この改正条例によりまして、減額となりますのは、議会の議員さん及び選挙の執行に係る立会人等の報酬を除きまして、約230万円の減額という形になります。これは、平成17年度の決算額をベースにしたものでございまして、年度によっては、審議会等の開催の状況等によりまして、若干の変動はございますので、その点ご理解をいただきますようお願いいたします。また、前回の委員会では、その減少額は約600万円程度と申し上げておったところでございますけれども、これには本来、本条例の改正には関連のない、17年度にございました国勢調査に係る調査員等の報酬額が含まれておりまして、誤りでございました。ここにお詫びを申し上げまして、正しくは、先ほど申し上げました230万円の減額という事でございますので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、各課報告事項の1番目、議案第61号のうち、総務常任委員会の所管する部分につきまして、説明をさせていただきます。本件につきましては、先般、事前に配布をさせていただきました資料2と本日お手元に配布させていただいておりますA4版の参考資料がございまして、条例につきましてもの説明の前に、この資料2の審議会等附属機関等の見直し結果についての説明を若干させていただきたいと思っております。この資料は、資料中の説明にもございますように、12月18日開催予定の議会運営委員会に資料として提出を考えているもの

でございます。去る11月17日及び11月29日に開催をされました、議会運営委員会でのご意見等を聞かせていただくなかで纏め上げさせていただいたものでございます。説明の2番といたしましては、条例等定数の欄に記載している「〇〇人」、あるいは「〇〇人以内」または「若干名」という用語について不明確であるというご指摘をいただいた中で、そういった用語の定義づけを試みておるところでございます。また表の中におけます実数、見直し前と見直し後、実数を表記させていただいておりますけれども、その実数の中の括弧書きの中の数字でございますけれども、この括弧の中の数字につきましては、実数のうち、報酬を支払う対象人数を標記していることを、またこの3番目の説明でさせていただいております。また、この表では、審議会等要綱の条文ごとに、言い換えますと、見直しの結果改正した理由ごとに、ひとくくりにしております。2ページ目以降を見ていただきますと、ご理解をいただけるのかなと思うんですけれども、例えば今回の見直しによる結果として、廃止をさせていただくものが2ページの一番上でございますけれども、斑鳩町学校施設整備計画審議会の外3件、合計4件であることが、すぐ分かるようにさせていただいたところでございます。また、見直し前後の条例等定数と実数及び実数の差し引き等も表示をさせていただいております。そういうことで、ただ今から説明をさせていただきます議案第61号につきましては、随時、この資料も合わせてご覧いただければなという風に考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてのうち、当常任委員会に関連する部分につきまして、説明をさせていただきます。末尾でございます、1枚もので裏表印刷させていただいておりますけれども、末尾の要旨をご覧いただきたいと思っております。この要旨にも書かれておりますように、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱、これから以降は審議会等要綱と呼ばさせていただきますけれども、この要綱に基づきまして、審議会等附属機関等の組織及び運営等につきまして、ただ今から申し

上げます見直しを行うといったものでございます。なお、今回の見直しにあわせまして、審議案件等に関しましては、広く高い識見を有する分野からの委員の選任基準がございましたけれども、現行では、学識経験のある者としたり、学識経験者としたりと、各条例等によって異なった用語で規定していたものを、識見を有する者という形で用語を統一しようというものでございます。

まず第1条でございます。第1条では、斑鳩町附属機関設置条例の一部改正ということで、総務常任委員会の所管といたしましては、2行目でございます、斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会」につきまして、委員会の名称及び担任する事務内容を改正をするものでございます。具体的には、名称を斑鳩町特別支援教育就学指導委員会とし、事務内容につきましても、対象を心身に障害を有する児童生徒等から特別な支援を必要とする児童生徒等としております。

次の第2条では、斑鳩町防災会議条例の一部改正ということで、前回の委員会で説明をさせていただいたように、審議会等要綱第5条第1号の規定、これは原則として、委員の数を10人以内とするというものでございますけれども、この規定に準じまして、委員定数を26人以内から10人減じまして、16人以内とするものでございます。具体的には、町長が職員のうちから任命する委員の数を、15人以内から、5人以内とするものでございます。このことにつきましては、前回の委員会で、添付いたしておりました新旧対照表が分かりにくい、というご指摘をいただきましたので、今回、先程申し上げました参考資料を配布させていただいております。参考資料、A4の1枚ものでございますけれども、新旧対照表のより分かりやすくしたものという形で提出させていただいております。今回の改正は第3条第6項でございますけれども、これには前項第1号、第2号の云々という風にございますが、その前項である第5項が表記されていないという事から分かりづらかったのではないかとということで、この参考資料には第3条の全文を参考として記載させていただいております。第3条には会長及び委員について規定しておりまして、第5項で委員の選出区分を定め

ているところでございます。第1号では奈良県の職員、第2号では奈良県警の警察官、第3号では町の職員、そして第7号では指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、すなわち郵便局や関西電力又はN T T等の職員と規定をしているところでございます。そして第6項で申します前項と言いますのは、当然この第5項のことになるわけでございますけれども、従いまして前項第1号と言うのは、奈良県の職員。第2号と言うのは警察官、第3号と言うのは町職員、そして第7号と言うのは、郵便局や関西電力あるいはN T Tの職員を指すわけでございます。第6項中、それぞれ2人、2人、15人以内及び3人とありますのは、第1号の県職員が2人、第2号の警察官が2人、第3号の町職員が現行で旧の場合は15人、そして第7号の郵便局などの職員は3人と定数を定めているということでございます。このうち、今回の改正では、第3号の町職員の定数を15人以内とあるのを、5人以内とするということでございます。ちなみに、現行の旧の第3条第5項の第1号から第7号の委員を合計をいたしますと、25人以内となりまして、これに会長1人を足しますと26人以内となるという事でございます。そして、その内町職員の定数を今回の改正で、10人減ずるという事で、全体の定数が16人以内となるということでございます。それでは、要旨に戻っていただきまして、要旨の裏面、一番最終ページになりますけれども、第9条関係の斑鳩町社会教育委員定数等に関する条例の一部改正についてでございますけれども、審議会要綱第5条第1号の規定によりまして、委員の定数を15名から10人以内と改めるものでございます。続きまして第10条関係でございますけれども、斑鳩町青少年問題協議会条例の一部改正についてという事で、審議会等要綱第5条第5号の規定によりまして、委員の選出基準から町議会議員を除くものでございます。また、学識経験のある者を識見を有する者と改めるものでございます。

以上が、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例のうち、総務常任委員会の所管に係る審議会等附属機関の改正内容でございます。本条例の施行につきましては、平成19年4月1

日からとしておりますけども、その施行日に現に当該審議会等附属機関の委員の職にある者につきましては、任期満了までの期間につきましては、改正前の各条例によるという事にしております。

以上、簡単ではございますけども、議案第63号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてと、各課報告事項の1番目の議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてのうち、この総務常任委員会の所管する部分につきましてはの説明とさせていただきます。議案第63号につきましては、温かいご審議を賜りまして、原案のとおり可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。  
松田委員。

松田委員 今、議案になっています63号の関係なんですけども、新旧対照表であるとか、あるいは改正主旨の説明などを見ますと、だいたい分かるのかなと思うんですけども、この条例改正という関係の中身を見ますと非常に分かりづらい内容になっているのではないかなというように思うんです。特にこの条例を見てですね、別表がどこでどう改められたのかという事がはっきりしないという風に思うんです。先程から説明されていますように、この議会運営委員会の審議事項として付託をされています61号との関係があるんですけど、61号で出してる分については、ここでも言ってますように、条例に定まったものをここに書いているんだという風に思うんですけど、この内容についても色々問題はありますけれども、一応そうだと思うんです。ところが報酬、63号による報酬、費用弁償に関する条例の一部改正は、これは中身を見ても委員の報酬があり、あるいは審議会の報酬があり、審議会の報酬でも3区分に分けた関係、取り組みの主旨を言われているんです、確かにそのとおりだという風に思うんですけど、こ



の条例分だけを見ますと、結局どこにも出てこないような関係のものが廃止をされているという風に思うんですね。例えば学校の関係でも学校の施設整備計画審査会の関係については単独条例として廃止する関係が出てるんですけど、規則とか要綱に書かれているものについては、記載がないわけですね。ところが報酬の面については、別表では外れている、これは対比をしてみても初めて分かる事であって、読んだ限りでは全然分かんわけですね、主旨にも書いていません。だからそれは何故なんだろうかなという事を、非常に分かりにくい、私は条例になってるように思うんです。条例というのは少なくとも議会の我々だけやなしに、一般住民が見ても分かりやすいように出来るだけ心掛けるという事が本旨ではないかなという風に思うんです。ところがこれを見たんでは皆目分かんという事になってきて、随分あっちこっち読んでみるんですが、対照表を見て初めて分かるのは、結局、35番の考古学の専門指導委員であるとか、あるいは学校体育の関係の設備の関係ですからね、というものも含まれてるわけですね、廃止の中には。ところがそういう関係はどこを見ても明らかになってこない。廃止を探してみても初めて分かるという事になって、非常に分かりづらいという風に思うんです。ですから、審査会の見直しの関係の説明にもありましたように、ここで言われているように、全然出てこないものが、あるいは出てきているんですけども、関係条例部分には全然出てこない、例えばここですね、斑鳩町立学校体育施設開放運営委員会の関係というものはどこにも出てきません。ただ、今配られた見直し結果についてという関係だけを見てはっきりしてくるだけだという風に思うんです。だからそういう面で廃止をされるという事は資料によっては分かるんですけど、条例文によっては全然分からない。それは改正条例の文書作成の手法についての認識の違いなんかという風には思うんですけど、極めて分かりにくい内容になってきているという風に思うんです。その分かりにくさを更に主旨の関係でも、例えば審議会の関係についても議員などを除く各審議会の職務機関を3区分に分類をしていって、確かに分類をしてるという風に思うんです。と

ところが分類をしてるのは別表でずっと通し番号で書いてる事によって全く分からんという関係になってくるという風に思うんです。私はこういう機会にむしろ3つに分類してるとするならば、少なくともこれをいわゆる別表を3区分にしたらどうなんじゃ、別表3区分にすればはっきりしてくるようにも思いますし、どこを改正すべきものなのかははっきりしてくるんだという風に思うんです。ところが全部一覧表になって、特に問題は通し番号で書いてるわけですね。これを通し番号で書いて、これをずんずんと審議会から必要になってきたらこっちへ継ぎ足していくという関係を今はとってきてるという関係ですから、今度の改正する時については廃止という関係は全然出てこない、追加の時は出てきてるんです、別表を改正するという事でね。ところが廃止の時は全然出てこない、という関係になって教育委員会関係などについては全く出てこないという関係に、規則で制定をしてる。ところが報酬の関係については、今言われるように63号で出てくるという関係が非常に曖昧になってきてるという風に思うんです。その事が混乱をもたらす、あるいは私のような理解のしにくいものに拍車をかける状態になってきてるのかなというように私は思うんです。ですから、この関係について、もっと改めていこうとするならば、通し番号をとってる事について一体何も疑問を感じてないのかどうか。それからですね、細かい話になりますけれども、ものによっては斑鳩町という関係は全部付いてるわけですが、報酬の関係の面については全部斑鳩町というのが削除されています。これは省略しているのかあるいは必要がないのか。通し番号という番号を付けているけれども番号というのは目印として付けてるだけのものなのか、僕はそういうものではないと思う、条例である限り。そういう関係が極めて不明確であるし、取り扱い上非常にずさんになってるのではないかと、というように思われて仕方がないんです。ここで言われている、報酬がどこがどう変わってくるのかという関係は、いわゆる説明資料を見なければ分からない、あるいは新旧対照表を見なければ分からないという事では、いかなのではないかと。これは、全部今後の条例集その他の関係について付いて

くるんかと言うと、そうではないという風に私は思うんですね。そういう意味から言いますと、どうも旧態依然とした条文作成の手法をとって、本当に分かりやすい関係に直していこうという配慮が一つもないんじゃないか、というような関係がするんです。ですから、少なくともですね、分かりやすい状態にしようとするならば、廃止をされる関係について、別表中、〇〇については廃止をする、廃止をし次のおり改正をする、という事にすれば、額の改定もあるわけですし、統合してる関係もあるんですけど、そういう風にも見られると思うけど、その関係が全然分からんという関係になってくる内容から見てですね、これは61号と関連をするんですけど、63号の関係については特にこれは、いわゆる全て今後は集めてきてるわけですね。そして報酬という関係と名のつくものについては、全部教育委員会の関係であろうが議員の関係であろうが、あるいは審議会の関係、厚生関係であろうがみな集めてきて、今までずっと続けてきて、報酬の対象にしてる。そして今度は外す、外すのはどこを外したのか全く分からんというような関係になっているように私は思うんです。その辺はですね、もう少し条文作成の手法として考えるべきではないのかな、というように私は思うんです。どうしてもこれは込み入り過ぎて複雑怪奇になって、しかも説明文だけに改正をしてですね、条例文そのものについては全然手を付けていかんというような格好になってるように思われて仕方がないんですけど、この辺について改めていくという考え方はないのかどうか。先程、原案通り承認せよという事ですけども、本当に原案には正しいものになってるんかどうかという事について、非常に私は疑問に思うんですけど、この辺はどうなんでしょう。

総務課長 改正条例の本文について住民の方々にとっては分かりにくいのではないかという事で解釈をするわけでございます。なるほどおっしゃるように、別表を次のように改める、を読む限りにおいては、従来が形がどうあったものが、どういう風に変わったのかという風には分からないという風には思います。ただ、条例の改正の方法等につきまして

は、議会初日に松田議員が総括質問された際に総務部長がお答えをしておりますように、こういった条例の改正につきましては、斑鳩町の公文例規程というものがございます。その中にこういった条例改正の場合、一部改正の場合といった事で全部網羅をされているわけでございますけれども、そもそもこの公文例規程と申しますのも、総務省の校正実務の手法、前例等々から作り上げてきたものでございます。今回の場合のように、この議案第63号の場合のように、こういった別表についてほとんど全てを改正するという形の場合は別表全部を次のように改めるといった手法が一番分かりやすいといった形になってきているのが事実でございます。また、先程もアドバイスをいただきましたように、例えば旧の表の35番の考古学専門指導員を今回を廃止するわけでございますけれども、例えばそういった形で35番の考古学専門指導員は廃止するといった文言でずっと書き並べていった手法もある事にはあるんでしょうけど、そうした場合、先程順番を全部入れ替えるといった事も含めまして、いちいち例えば日当8,000円の方々の区分を、日当8,000円の委員会の区分を一まとめにしようとするれば、その番号、例えば21番の消防運営委員会の委員、及び委員長、その他委員の日当については〇番とし、その日額、その報酬については日額なんぼにするという条例のずっと条文を形で表していくといった形になってくるんだという事で、もっと言いますと今現行57を50になるわけでございますけれども、そういった57本の条文をずっと書いていくという形になってくるのかなという風に思います。そうするとまた分かりにくくなるのかなと思います。そうした場合でも当然、こういった手法が考えられるかと言いますと別表を次のように改正するといった形でぼんと入れ替えるといった手法をとる方が分かりやすいという形になるのではないかなと思います。あと、ふりましたけども順番を、報酬額のとおりにもまとめてはどうかというご意見もいただいたわけでございますけれども、別表の順番につきましては、これまでずっと新しい審議会等立ち上げると、一番後に付け加えたりしてきた経緯もございまして、そういった関係上こういった表

になっておるといふ事でございますけれども、そういった手法等につきましては、今後検討をさせていただくといふ事で考えていくべきであるのかなといふ風に考えておりますので、今回はこういう形で全表の改正といふ形をお願いをしたいといふ風に考えますので、その点申し訳ございませんけれどもご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

松田委員 僕はね、この問題については今回、今初めて言ってるわけではないわけですね。少なくともこの議案が議会にかけられたといふ事になってくるとだいたいは原案どおり通してほしいと言われるし、また原案どおり通す事が望ましいだろうといふ事で、あまり修正その他をせずに今日まできているというのが通例だと思うんです。その事が結局安易に流れてしまってきていはいはしないかどうか、といふ事を我々としてはやっぱり反省すべきだといふ風に思うんです。その事が本来、議会の任務であるのかどうか、といふ事についても思いますし、いわゆる行政側と議会との関係の緊張したい関係といふものが、損われて行く事になりはしないかといふ事についても、やっぱり思いを出さなければならんといふ風に思うんです。それよりもやっぱりより一層大事な事は、その施策の中身が、あるいは検討した中身といふものを改正するならその事がより住民に理解をされる、あるいは住民によく分かってもらえるといふ事に心をすべき事が大事ではないか、というように私は思うんです。そういう意味で例えば今言われている関係についての一つの心構えがあるとすれば、あえて複雑な要素を提示もされていたといふ風に、私は課長が答弁した事はそういう風に思うんですけれども、例えばこの関係について、〇〇について、例えば別表中、旅館建築審査会だとか遊技場建築の関係なんか統合して一つにすることになっている、61号でもなっているんですけど63号については、統合した関係になってくるはずなんです。それから町営住宅の入居の関係について、選考基準の体制について、廃止してる事は間違いありません。それから学校施設整備計画審査会の関係についても、これは

廃止になる。それから考古学専門員の関係についても廃止になる、という関係について、これこれこれは廃止をするという関係。いわゆる報酬の支払いを削除するとなるならその関係について、こういう審議会というのを廃止にした事によって廃止をするという、削除をするという事を明らかに全文改正するという関係については明らかにして、その他については言われるように、改正するなら別表のように改正するという事によって額も変われば人数も変わってくるという関係というのが明らかになるという関係の改正の仕方があると思う、方法としては。今、〇条、〇条と書かんあかん、どうしてもならんのかという事ではなくて、私はあると思う。それから更には一番古くなった関係で、今後もこういう関係が出てくるんだろうと思いますけども、そうするなら審議会の関係を3区分した表として3つの表を作ったらい。別表にしたらい。そしたら別表の3なら別表の3と、審議会というのはほとんど3の関係に、5, 000円の関係に改めるという、そうだと思いますから、そしたらその関係だけ3の関係について、何を改めるという事にしたら、私は十分簡易な方法として改正内容が出来るんだろうと思う。ところがですね、いわゆる省令であるとかあるいは政府の指示であるとか何とかいう関係でいって、楯にとってですね、改正をしないという事によってると私は思うんです。だから、そういう条例条文の作成の仕方というのは一体どうなのか。先程から言われていますように、法の改正例が分からん、施行例がなければ分からんと言われているのはそこにあるわけです。そういう関係というのをどう筋が分かるようにするのか、という事について留意をしていく必要があるのではないか、自らが法が改正されたけど具体的な省令が分からんから直す事が出来ないんだという風に答弁をしてる事と同じ事なんです。だからそういう関係で立つならば、私はこの関係についても、せっかく直そうとするならば、せっかくこういう風に考えて改正の趣旨などを述べているとするならば、その事がいきるような形で条文改正をすべきではないのかなというように思うんです。そういう意味あいでは、先程からも出てますように61号の関係するものもあ

って、これは総務委員会の付託議案ではないんですけども、ここについても、いわゆるこの表を別紙資料として出してくれました。この中に分類の仕方を、全然合うんかと言うと合う問題ではないと思うんです。ただ、廃止をする規定の関係についてはここにあります。だから、この廃止を、という関係を明確に61なら61の中にあるとすればいいものを、あえて類似性がない、全くの別の関係であるという風な関係のものを一緒にくっつけて廃止、改めると。改める根拠になっていないものまで改めていくような文書になってしまってきているというところに、私は問題があるように思うんです。そういう感覚が今日の問題になってきているように思う、特に先程言われていますけども、他の関係の組合の関係なんかの条例改正もいくつか出ています、関連して。それらの面を見ますとだいたい分かるんです、読んだだけでも。ところが一番分かりにくいのは61号と63号の関係が本当に分かりにくい。しかもこれは町独自で出来るはずのものであるはず。しかもその事を私が申し上げてるように解消する事によって、よく理解は出来るし、その事によって何も法に反するものではないという、いわゆる法の範囲内において定めることが出来るわけでありますから、そういう風に分かりやすく改正することの努力を私はすべきではないのか、というように思うんです。ところが、その事を申し上げてきました。なおかつこの報酬の関係についても、支給するものと参加をしていますが、審議会に参加をしていますが、支給する者としなない者との関係についても明確にすべきだという事で、これは差替えという形でしていただきました。これは一応私が主張している関係についても、こういう事について一番肝心な事であると、議会が苦心して経費の節減などの努力をしようとしていることについて、結果としてここに表れてきているという事を明確にすべきであるという事を申し上げてきた。その事で改めてここに書いてくれた事について、あるいは差替えという形でしてもらった事は結構なんです。ところが、結局差替えはしているけども、備考欄の関係であって、条例本文の関係の改正については依然としてこだわっているというのが実態だというように僕は思うんで

す。そのところの、私はあまりにも形式的に、しかも実態にこだわっている関係について、果たしてそれでいいのかどうかという事について、僕は姿勢として誠にけしからんと。しかも勉強不足であるという風に私は言わざるを得ないという風に思うんです。あえて分かりにくい状態でなぜ書かないかん、もう少し方法があるじゃないかという風に申し上げているんですけど、その事には触れずに今言われてるような各条文ごとに改正しなければならないというような関係を言っている。ところが、先程何回も言いますように後から出てくる条例の関係については、関連する問題でありますけれども、分かりやすい条例改正になってきている、条例を見ただけでもだいたい分かるという関係になってきているように思うんです。とするならば、この関係についても絶対そういう事が私は可能であるし、出来るんじゃないかというように思っているんですが、どうしてもその事について、理事者側の答弁としてはすっきりしないという感じがして仕方がない。改めて聞きますけど、本当にこういう関係についてこれでいいと、これで分かるんだという風に思いますか。

総務課長

ただ今、これで分かるか、という事でございますけれども、先程も申し上げましたように、この条例の改正分だけをもってくる、住民の方々にどの審議会がなくなって、旧の金額がどういようように変わったのかといった事については、分かりにくいのかなという風には思います。しかしながらそうした議案を議決いただく議員さんの皆様にはこうして新旧対照表なり要旨をもって出来るだけ分かりやすいように説明を申し上げる中でご理解をいただいて、そして議決をいただくといった事で、住民の皆さん方に公表していくという形が今の形でございますので、なお且つ、この条例の改正、本文の条文を改正していくという形になりますと、なるほど今、松田委員さんがおっしゃってるように、第1条の〇〇中、〇〇を変えるとといった方法がございますし、それで分かる条例改正もありますし、その条文だけを見ても分からない条文もあるといった事でもあります。ただし、そういった事を全部網



羅していくとですね、逆に分かりづらくなる、どこをどう改正するのか分かりづらくなるといった事が出てくるのかなといった事も考えているところがございますので、先程の話に戻りますけれども、あくまでもこの表だけでは一般の住民の方にはご理解を、どういう風に変わったのかという事は分からない。でも結果としてはこういう表になるという事については少なくとも分かっていただけではないかなという風に考えております。そうしたことから、私どもといたしましては、今後そういう風な部分についても十分留意しながら、こういった条例改正については取り組んでいく必要があるという風に考えておりますけれども、別表の改正に関しましてはこうした方法が一番ベターではないのかと考えているところがございますので、その辺はご理解をいただくしかないのかなという風に思いますので、よろしく願いいたします。

松田委員 僕はですね、特に今回の改正の中でも言っているのは、数の関係が何なりと言ってますけど、その事に異論は一つもないんです、だから言っていないんです、そういう事については。ただ、報酬の関係について、あるいは説明をするためにあるいは財政再建をするために二重、三重にダブってるような関係とか二重取りでないかと言われてるような関係については改めていくんだという、一つの基本があると思うんです。議会が意図としている関係というのは、やっぱり経費をいかに節減するかという事にあるわけですね。そしていかに住民に奉仕をするかという事にもあるわけですね。そういう意味ではいわゆる報酬などに、委員会のあり方についても、あるいは審議会での報酬のあり方についてもいっぺん検討しなおすべきではないか、という事の2本立てがある。それは一体のものであるという事ははっきりしている。これが委員会の、議会の審議なんです。その事が活かされる状態で条例改正が行われていかなければならんという風に思う。だからそういう立場での法改正、条例改正が今回行われようとしているわけでしょ。その事を一般住民に分かりにくい状態で、我々だけが分かるという関係

の説明文を付けたからといって、事が足りるという事ではないと思う。それはむしろ議会の意思を明らかにしていない、複雑にってしまったという風に思われても仕方がない事だという風に思う。それよりもむしろこれだけ協力をしている、これだけ削減してるんだ、これだけ中身についても行政の無駄を省くためにも努力をしてるんだという関係がこの条例を見てても分かると思うんです。分からせなければならんと思う。その事を出来るだけ伏せているように思われて仕方がないというように私は思うんです。だからそういう関係については、決して議会の意思を尊重したことでも何でもないというように私は思う。そして住民にその事をオブラートで包んで伏せてしまっただけで分かりにくくさしているというような事で本当にいいのかどうか。今後の行政のあり方について、あるいは財政再建の方向についても私は大きく疑問を抱く。そういう意味では是非とも今回の場合でも、この報酬の関係については、もっと分かりやすいように、だから他のところも改めたし、この中でも削除する関係だけを明記したらどうですか、と言ってるわけ。だから、今回出されてる関係について、報酬の関係も別表を次のように改めるというのを、別表中〇〇を削除して別表のように改めるという事にすれば、額みな変わってくるわけですし。委員会というのでも合併するやつもあるんですし、廃止する関係というのをはっきりしてるわけですから、その事によって52という、今までは56ですか、改めて52にするという事になってくるんだという事がはっきりするじゃないですか。ところが結果的に52という風に見えるけども、一体なんぼどうなったのか分からん。それは説明のところで言うように、いわゆる現在の49機関あるから5機関減少して廃止が4、2機関を1機関に統合させて44機関としました、確かにその通りなんです。その事を分かるように条例の関係でなぜ出来ないのか、最も簡単な方法というのは、先程言いましたように別表を次のとおり改めて、別表を次のとおり改めるんなら改める、として説明してここでも書いてますように改正後の報酬額は次のとおりでございますという事で付けてくれていますが、これを見たらまだ分かる、書いてない

んですから、ゼロにしてここがない、なくなったんだなという事が分かる。こういう表なら分かるんですけども、1の表の関係では分かりにくいという事が一つ言えると思うんです。

それからですね、この通し番号の関係は、これはですね、結局いわゆる改正内容の一つではないのかどうかと。便宜的に付けてるんだという事ではないと思うんです。この当初案の関係も。これもやっぱり別表の中の一つでしょ、1、2、3、4、5、6、だからそういう関係についても、これは資料によると全くその事が触れられていないし、全く見直しの関係で見直したという関係についても書いてないわけですね、番号みな違うわけですね、それぞれに付いてる。それならそういう風に、どっちかに統一をした関係にしていく事によって、私は安易になるだろうし、あるいは条例その他の関係についてもありますように、定数があるという関係もあるし、あるいは整理をする時にそのところは改めて整理をしてしまうという関係もありますし、色々手法があると思うんです。だからその根本というのは一体何かと言うと、改正の意図というものが一体分かりやすくするという、それは担当者だけの分かりやすさではなくて、一般住民にも分かりやすくするという事が基本でなければならぬという風に私は思う。そういう改正という事をすべきである。しかし今回なぜそれをしないのか。しかし分かりにくいという事について、必ずしも適切ではなかったという風に言われている事について、私は分かりますけども、だからそれは今後改めていくんだ。今後改めていく事については結構なんですけれども、現在なぜそれが、そういう事が出来ないのか、そういう風に思いを出さないのか、という事について、私は甚だ不満でありますし、そういう事について、今後改めていくんなら改めていくという機会をどういう形で改めようとするのか、あるいは検討し改めていくんなら改めていくという関係を、いわゆる明確にここで言っている。今回はこれで承知をせいという事を意味してるのかどうか、今回の関係について、本当にそれでは不明確だという事を認めながら、それを認めよという事になるはずなんです、そんな事が果たして許されていいのかどうか、

というようにも私は思うんです。ですから思い切ってこれが意見を踏まえて論議をして、という事は全て原案どおりまとめる事が我々は議会が協力した体制だという風に思いません。従って気付いた面なりがあるとするなら、それらについては、潔く改正をする、訂正をするというような手続きを踏まれてもいいんじゃないか、というように私は思うんです。そういう点について一体どうお考えなのか。やっぱりこれより仕方がないんだという事になるのかどうか、という風にお考えですか。私はどう考えてみてもこれについて理解が出来ないんです、そういう考え方。

総務課長 先程から松田委員のご指摘の点のいくくり、報酬額の列によっていくくりにして、という表に改めてはどうかと、今改めてはどうかと  
いった事ですけども、先程も申し上げましたように、特に今までの経緯がございますものの、そういった形でですね、金額の順でありますとかそういった形でいくくり区分を改めていくという事については今後の検討課題としてご理解いただきたいという風に申し上げたつもりでございまして、いつやるという事については今の段階では明言する事は出来ないのが残念でございますけれども、そうした事で今後検討の課題という風にご理解をいただきたい。今回のところはこうした形で今の現行の公文例規程等々に則ってやっておりますものでございますので、その点のところはご理解をいただきたいなという風に、重ねて申し上げましてよろしくご理解賜りますようお願いいたします。

松田委員 質疑の段階としてはこれで終わっておきます。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今回、財政健全化という事でこうして色々見直しを行っていただき、ご苦勞をいただいております。私たち議員の報酬、そして後に出てきます特別職、町長、助役、収入役等の報酬にも関わって特別職の報酬

等審議会で答申をいただいておりますけれども、この中にですね、果たすべき職責に見合う対価としての相当な金額であるべきものであるというご意見をいただいております。今回、必ずしも妥当なものだとは考えられない水準でありというご意見をいただいておりますけれども、この事につきまして確認の意味でどういったものが本来の報酬であるという風に特別職報酬審議会で考えていただいているのか、確認をさせていただきたいと思っております。

総務部長 こういった関係につきましてはあくまでもやはり社会経済情勢を反映した中で、いわゆる決めていただいでいくものであろうという事を基本として検討していただいたものでございます。そうした中で景気が上向きになるのであるならばそうした方向で、最近そういう状況にあるという事も否めない事実であるという事もおっしゃっております。そうした関係にありまして、その際には見直しも必要であろうという事でおっしゃっているものでございまして、やはり社会経済情勢に反映した報酬であるべきであるという事です。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時19分 休憩 )

( 午前11時19分 再開 )

委員長 それでは再開いたします。

先程、松田委員さんからの質問の答弁で、検討するという風な事を言っていただきましたけれども、どのようなものか再度お聞かせいただきたいと思っております。

助 役 先程、議案第63号について、多くのご指摘を松田委員からいただきました。我々としては真摯に受け止めたいと考えております。ただ、課長が松田委員の質問に対して、その中で一部については検討すると

いう事の答弁をしたわけでございますけれども、どういう形で検討していくかという事につきましては、今後我々としても慎重に検討しながら進めてまいりたい、このように考えております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 どのように検討していくかを、今後慎重に進めていきたい、それをまた検討するという事ですか、今後ね。

そしたらこれ一つの提案としてね、毎委員会ごとにその事を報告していただきたいと私自身は思っておりますけれども、それについてはどうでしょうか。

助 役 当然研究等をしながら、検討した結果についてはその検討内容について、委員会には報告するべきだと思います。ただ、検討していないものについてはこれはもう出来ない。

嶋田委員 先程の課長の答弁はね、私はこれはこれとして、不備な点もあるかも知れないけども、今後検討していきたいという風に私は解釈しました。だから、今後の検討を今、この場限りの言葉やなしにね、今後検討していくという事で報告いただきたいと思っておりますので、その事を条件と、条件と言えぱちょっと語弊あるかも知れませんが、その事を期待しまして、私はこの事については了としたいなと思っております。

委員長 松田委員。

松田委員 僕はね、今の議案になってます63号についての主旨については反対はしていないんですよ。ただ、条例条文のあり方について問題視しているという事で、このままの条文では極めて不適切ではないかという風に思って検討を必要とするんじゃないか、という指摘をしている

わけでした、その事を十分に踏まえて検討するという風にお答えになっているかどうかについては、ややまだ疑問に思うところがあります。従って時間も経過するばかりでありますので、私はこの事項についての採決には不参加を表明して、退場いたします。

( 退 席 )

委員長 他の委員さん、ご意見ございませんか。採決入らせていただいてよろしいですか。

( 了 承 )

委員長 それではお諮りいたします。議案第63号について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第63号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、ただいま報告のありました議案第61号のうち、当委員会所管に属するものについても、報告を了承することとしてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議案第61号のうち、当委員会所管に属するものについても報告を了承することといたします。

暫時休憩いたします。

( 午前 11 時 24 分 休憩 )

( 午前 11 時 25 分 再開 )

委員長

再開いたします。

続いて(4)議案第64号、斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

議案第64号、斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案につきましては、前回の委員会で、説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは、末尾に添付をさせていただいております、要旨をご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。

本条例改正は、地方自治法の一部改正に伴いまして、当条例の関係いたします部分につきましてはの所要の改正を行うものでございます。その一つといたしまして、助役制度の見直しに関する事項でございますけれども、改正後の地方自治法第161条第1項におきまして、平成19年4月1日からは、現在の助役に代えまして、副町長を置くことと定められたということがございます。2つといたしまして、地方自治法第168条の改正によりまして、平成19年3月31日をもって収入役が廃止されることとなり、また同日をもって現収入役が退職の意を表明されていることから、当町におきましても、同日をもって収入役を廃止するということがございます。このことから、当条例の第2条に定められております所掌事項の内容を、前のページにございますけれども、新旧対照表のとおり、改正をしようとするものでございます。なお、当条例の施行は平成19年4月1日からとしております。



以上簡単ではございますけども、議案第64号、斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第64号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第64号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(5)議案第65号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 議案第65号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案につきましても、前回の委員会で、説明をさせていただきました内容と同様でございます。末尾に添付させていただいております要旨及び新旧対照表をご覧くださいながら、説明をさせていただきました

いと思います。

本条例改正は、地方自治法の一部改正に伴います改正と、前回に説明をさせていただきました特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、当町の町長、助役、改正後は副町長でございますけれども、給料月額を改めるというものでございます。

まず、地方自治法の一部改正に伴いますものとしたしましては、1つとして、助役制度が見直しされまして、副町長を置くことと定められたことでございます。2つとしたしましては、先程も触れましたけれども、収入役が廃止されましたことなどによりまして、当条例の第1条に定められている特別職の職名を、新旧対照表のとおり改正をしようとするものでございます。

次に、町長、副町長の給料月額でございますけれども、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、答申額のとおり改めるものでございます。町長につきましては、本則での現行の月額が861,000円のところ、改正案では800,000円と額で61,000円、率で7.08%の減としております。助役、改正後の副町長につきましては、本則での現行が月額722,000円のところを改正案では671,000円と額で51,000円、率で7.06%の減としております。なお、施行は平成19年4月1日からとしております。このことに伴いまして、平成17年4月1日から当分の間、また平成18年4月1日から当分の間、それぞれ給与月額の特例措置を講じてまいったところでございますけれども、この特例措置を、それぞれ平成18年3月31日、平成19年3月31日をもって終了させることとしております。なお、前回の委員会でご質問のございました、改正によります町長及び副町長の退職手当の額への影響でございますけれども、現行の条例の本則に定めております額を基とした比較で申しますと、町長の場合、マイナスの126万8,800円。副町長の場合は、マイナスの67万3,200円となるわけでございます。これらは、いずれも、この7%減額した場合で4年間そのまま在職したものとして算出しておりますので、平成18年度につきましては一年間に15%減という事で

ございますので、実際はこれよりもマイナスが増えるという事でございます。

以上簡単ではございますけども、議案第65号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をしていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第65号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第65号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(6)議案第66号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

本議案につきましても、前回の委員会で、説明をさせていただきます

した内容と同様でございます。それでは、末尾に添付させていただいております要旨をご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。本条例改正は、先ほど説明を申し上げました、特別職の職員で常勤のもの、すなわち町長、あるいは副町長の給料月額の改正に準じまして、教育長の給料月額の改正を行おうとするものでございます。内容といたしましては、教育長の本則での現行が月額613,000円のところ、改正案では570,000円と額で43,000円、率で7.01%の減としております。なお、施行は平成19年4月1日からとしております。このことに伴いまして、教育長につきましても、平成17年4月1日から当分の間、また平成18年4月1日から当分の間、それぞれ給与月額の特例措置を講じてまいったところがございますけれども、この特例措置をそれぞれ平成18年3月31日、平成19年3月31日をもって終了させることとしております。

以上簡単ではございますが、議案第66号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。  
木澤委員。

木澤委員 退職金の関係について、教育長の分も教えていただけますか。

総務課長 教育長の場合、退職手当への7.01%減とする事の影響でございますけれども、任期、丸々4年間を7%減とされた場合でございますけれども、現行の条例の本則との比較では、額ではマイナス41万2,800円という形になります。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第66号については、当委員会として原案

どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第66号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(7)議案第67号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 議案第67号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案につきましても、前回の委員会で、説明をさせていただきました内容と同様でございます。これにつきましても末尾に添付させていただいております要旨をご覧いただきながら、説明をさせていただきます。この要旨にもございますように、平成18年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、8月8日に行われたところでございます。このことに基づきまして、10月17日には、国家公務員の給与改定を勧告のとおり実施する旨の閣議決定がなされまして、給与改正法につきましても、平成19年4月1日から施行されることとなったところでございます。このことに準じまして、当町職員の給与につきましても、所要の改正を行うものでございます。なお、今回の人事院勧告におきましては、国家公務員の俸給表、給料表でございますけれども、の改正はされておらないという事でございます。今回の国家公務員の給与改正は、現行の制度におきましては、3人目以降の子などを対象とした扶養手当がでございますけれども、その扶養手当が3人

目以降は5,000円でありまして、2人目までの6,000円とは1,000円の開きがあるという事を、少子化対策の一環といたしまして、3人目以降につきましても、全て6,000円としようとするものでございます。当町もこれに準じて、同様の改正を行おうとするものでございます。なお、施行は平成19年4月1日からとしております。従いまして、この改正によります本年度の予算措置の必要はないということでございます。

以上簡単ではございますけども、議案第67号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり可決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。  
木澤委員。

木澤委員 これに関しましては、全然特に問題なく、逆にいい事だなという風に思っているんですけども、特に質疑とかじゃなく、意見としてお聞きいただきたいと思うんですけども、やはり少子化対策で国がこういう風に3人目についても引き上げを行ったという事はとてもいい事ですけども、実際に3人目を産むという事で、本当に今家計に影響を及ぼしている、子どもを産めば産むほど生活していくのがしんどくなっているという状況があると思いますので、是非今後ですね、この3人目以降、逆に増額をしていっていただきたいという意見を、人勧の方を受けて改定されていますけれども、町の方としてもそうした検討をしていっていただきたいという風に思います。答弁は結構です。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第67号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第67号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(8)議案第68号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 藤原税務課長。

税務課長 それでは、議案第68号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

税務課長 それでは、要旨をご覧頂きたいと存じます。最後のページでございます。本要旨の朗読をもちまして、ご説明と替えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

( 要旨朗読 )

税務課長 以上、簡単ではございますけれども、ご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第68号については、当委員会として原案

どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第68号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(9)議案第70号、斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 議案第70号、斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

教委総務課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明させていただいたとおりでございます。それでは、議案書の3枚目の要旨の朗読をもちまして、ご説明とさせていただきますと存じます。

( 要旨朗読 )

教委総務課長 以上、簡単ではございますけれども、議案第70号、斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例につきましての説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員



木澤委員　　ちょっとその他のところになるかも知れませんが、学校施設の関係に関わって、今子どもたちの数が減ってきてるという風に思いますけれども、学校の中の空き教室の状況というのは、どうなっているのでしょうか。

教委総務課長　　ご質問の空き教室の件でございます。3小学校、2中学校につきまして、今のところそれについてはございません。

木澤委員　　すいません、今後の見通しとしてもないという事で、ないというか、今後の見通しについてはどうなんでしょうか。

教委総務課長　　平成19年度におきましても、小学校につきましては斑鳩小学校で1クラス減、西小学校では現状そのままでございます。東小学校につきましては1クラス増という形になる予定でございます。これにつきましては、今現在学校では少人数授業という事で行っておりますので、その辺を勘案いたしまして、空き教室はございません。あと5年、最終平成23年を推計で見ますと、斑鳩小学校につきましては4クラス減になってこようかなという風に考えております。今現状、18年度では、23クラスが19クラス位になってこようかなという風には推計されております。西小学校につきましては今現在12クラスが平成23年度には12クラスという事で変わりはありません。東小学校につきましては14クラスが14クラス、これにつきましてもクラス数につきましては変わりはないという、町の推計でございます。中学校につきましてもそういう形で変わりはないという事でございます。

委員長　　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第70号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第70号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(10)議案第71号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 議案第71号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは、末尾に添付させていただいております要旨をご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。

この要旨でございますように、本条例改正は、非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成18年9月26日に施行されましたことに伴いまして、この改正内容に基づきまして、当町の非常勤消防団員等に対する損害賠償に対しまして、機動的且つ的確に対応するため、他法令の改正により度々改正する必要が生じている、障害等級ごとの障害の状態につきまして、規則で定めるなどの改定を行うものでございます。1. として改正の主な内容としておりますけれども、その1つ目といたしましては、傷病補償年金にかかる傷病等級ごとの障害につきましては、条例ではなく、規則で定めることとしたことがございます。2つ目といたしましては、傷害補償に係る傷病等級ごとの障害について規則で定めることにしたことでございます。3つ目といたしましては、介護補償に係る傷病等級ごとの障害について規則で定めることにしたことでございます。4

つ目といたしましては、その他地方公務員制度との均衡を考慮した規則の整備を行なうこととしたということでございます。なお、施行は公布の日からとしております。ただし、第9条の2第2号及び第3号につきましては、他の法律の施行日と整合性を図るため、この部分につきましては、平成18年10月1日からの適用といたしまして、その他につきましては、平成18年4月1日から適用いたしまして、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等々につきましては、なお、従前の例によるという事にさせていただいております。

以上簡単ではございますけども、議案第71号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり可決をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第71号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第71号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて(11)議案第72号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政 それでは、議案第72号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第

課長

3号)につきまして、ご説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

企画財政  
課長

それでは、今回補正をさせていただきました考え方、趣旨につきましては、前回の総務常任委員会で一定のご説明をさせていただきましたが、再度、簡単に申し上げたいと存じます。本補正予算におきましては、本年度予算で普通交付税が3億円あまり減額となったことや、すでに、基金からの繰り入れも行うなど、非常に厳しい財政運営を強いられているところでありますけれども、この予算を執行するにあたりましての補正措置をお願いいたしましたところであります。今回の予算補正の主なものとしたしましては、まず(仮称)総合福社会館建設について、建設工事の入札に必要な額14億3,500万円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いしております。また、JR法隆寺駅周辺整備事業であります。事業の年度内執行が困難と予想されますことから、8,386万9千円の繰越明許費の予算措置をお願いしているところであります。また、人件費の関係でございますが、昨年度の人事院勧告によります給与引き下げ改定に伴います清算と、本年4月に実施いたしました人事異動、また年度途中の退職等によります人件費の補正もさせていただきます。その他の補正も計上させていただきます。次は補正予算書によりますご説明をさせていただきます。それでは、補正予算書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

9ページでございますが、まず歳入の方から説明をさせていただきます。第1款町税、第2項固定資産税、第1目固定資産税の現年課税分で、土地については地価の下落による税収の影響が当初見込みより小さかったこと、家屋については新築・増築分による税収の増が当初の見込みより大きかったこと、また償却資産については景気の回復を反映し、設備投資が当初の見込みより増加したこと等により、3,00

0万円の増額補正を行うものであります。また、第5項都市計画税、第1目都市計画税の現年課税分でも、固定資産税と同様の理由等により、310万円の増額補正を行うものであります。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、第1節児童福祉費負担金で、広域入所に係ります園児数の増加に伴い、委託料を増額するため保育所運営費負担金としまして74万7千円の増額、また、児童手当の支給額が当初見込みより減少いたしますことから、第2節被用者児童手当負担金では、409万3千円の増額であります。また、10ページに移りまして、第3節児童手当特例給付負担金では、586万円の減額、第4節非被用者児童手当負担金でも、44万2千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第2項国庫補助金、第3目土木費国庫補助金では、JR法隆寺駅周辺整備事業に活用しております交通安全施設等整備事業費補助金について、国より追加配分が得られましたことから、625万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第5目消防費国庫補助金では、本年度において作成いたします洪水ハザードマップに対しまして、総合流域防災事業費補助金の交付決定がありましたことから、30万円の追加補正をお願いするものであります。

次に11ページでございます。第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、第2節児童福祉費負担金では、民生費国庫負担金と同じく、広域入所に係る園児数の増加に伴い、委託料を増額するため、保育所運営費負担金としまして37万4千円の増額、また、児童手当の支給額が当初見込みより減少いたしますことから、第3節被用者児童手当負担金では、13万2千円の減額、第4節非被用者児童手当負担金では44万2千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第2項県補助金、第7目消防費県補助金については、消防費国庫補助金と同じく洪水ハザードマップの作成に対しまして、30万円の追加補正をお願いするものであります。

次に12ページをお開きいただきたいと思います。第16款財産収入であります。第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入では、県

の三代川小規模河川改修事業に伴い、県による町有地の用地買収、及び里道の用途廃止に伴い、その払い下げによります処分に係ります補正をお願いするもので、496万円の追加補正を行うものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、第1節総務費寄附金では、文化振興基金にご寄附をいただきましたことから10万8千円の追加補正、第2節教育費寄附金では、「斑鳩の里文化芸術祭」の際に、藤ノ木古墳整備基金への募金をいただきましたので、3千円の増額補正を行うものであります。

次に13ページをお開き下さい。第21款町債、第1項町債、第3目土木債で、土木費国庫補助金で申し上げましたとおり、JR法隆寺駅周辺整備事業について追加配分がありましたことにより、310万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして14ページでございます。ここからは歳出予算の補正についてでございます。まず、説明を申し上げます前に職員にかかります人件費の関係につきましては、給料、職員手当等、共済費及び職員退職手当組合負担金など、4月に行いました人事異動等に伴います補正と、昨年度の人事院勧告を受けて、給与制度の改定に伴い、職員給与が引き下げとなったことによります清算の補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいております。人件費所要額全体で当初予算から3,441万5千円の減額となっております。このあと歳出の説明でございますが、人件費以外の主な内容につきましてご説明を申し上げさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず14ページから15ページにかけての第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、第7節賃金では、職員の産休等に係ります臨時職員の雇用が当初見込みを上回ることから、臨時職員賃金等で280万円の増額補正、第5目財産管理費では、歳入で申し上げました普通財産売払い分について、財政調整基金への積立をいたしますことから496万円の増額補正、第6目企画費では、文化振興基金への寄附分につきまして、文化振興基金へ積立をいたしますこと

から10万8千円の追加補正をそれぞれお願いするものであります。

次に、19ページの中ほどをご覧くださいと存じます。第3款民生費であります。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費のうち、第28節繰出金では、国民健康保険事業特別会計における人件費に係る予算の補正に伴います国保職員給与費等繰出金について、95万6千円の減額補正をお願いするものであります。第3目老人福祉費、第19節負担金補助及び交付金では、後期高齢者医療制度の導入にむけての広域連合設立準備委員会への負担金について、追加補正をお願いしております。後期高齢者医療につきましては、奈良県内の全市町村が加入する広域連合により、平成20年度から実施されることとなっております。次に、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費に係ります予算の補正に伴います職員給与費繰出金33万8千円の増額補正をお願いするものであります。次に、20ページをお開きいただきたいと存じます。第2項児童福祉費、第2目児童手当費では、児童手当給付額の減少により335万5千円の減額、第3目保育園費のうち、第13節委託料では、広域入所に係ります園児数が当初見込みを上回りますことから、583万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、26ページへ飛んでいただきたいと存じます。26ページでございます。第7款土木費、第4項都市計画費のうち、第2目公共下水道費であります。公共下水道事業特別会計における人件費に係ります補正及び公共下水道整備事業費の補正等により、公共下水道事業特別会計への繰出金168万5千円の増額補正をお願いするものであります。また、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、歳入で申し上げますとおり、国の追加配分がありましたことから、第15節工事請負費で502万円、第17節公有財産購入費で680万円、合わせて1,182万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費では、洪水ハザードマップ作成にかかります国庫支出金及び県支出金が追加となりましたので、その財源振替を行っております。

次に、31ページをご覧いただきたいと存じます。第9款教育費、第5項社会教育費、第2目公民館費のうち、第11節需用費では、公民館の空調設備の関係で、必要な燃料費につきまして、この夏の猛暑及び原油価格の高騰等により大幅な不足が生じる見込でありますことから、76万7千円の増額補正をお願いするものであります。また、第4目文化財保存費では、歳入で藤ノ木古墳整備基金に寄附のありました分につきまして、藤ノ木古墳整備基金へ積立を行いますことから、3千円の増額補正をお願いするものであります。

33ページをお開きいただきたいと存じます。第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費では、今回の補正から生じました財源5,619万8千円を予備費に留保することといたしております。

続きまして、6ページにお戻りいただきたいと存じます。第2表繰越明許費であります。冒頭でも申し上げましたが、JR法隆寺駅周辺整備事業のうち、北口4-1号線につきまして、用地交渉の関係から、年度内執行が困難と予想されますことから、次年度へ8,386万9千円の繰越明許費の予算措置をお願いするものであります。

次に、第3表債務負担行為補正の追加であります。(仮称)総合福祉会館建設事業につきまして、平成19年度中の完成にむけて、事業を鋭意進めますため、建設工事の入札に必要な額、14億3,500万円を限度額とし、期間を平成18年12月20日から平成20年3月31日までとした債務負担行為の設定追加をお願いいたしております。

最後に、第4表地方債補正の変更であります。歳入のところをお願いを申し上げました、JR法隆寺駅周辺整備事業につきまして追加配分がありましたことにより、補正前の起債限度額1億3,910万円に310万円を増額して、限度額を1億4,220万円とする増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )



企画財政課長 以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。これらの事務事業遂行にあたりましては、財政健全化検討住民会議のご報告内容等も踏まえ、常に厳しい財政状況を常に念頭におきながら、事務事業の遂行にあたりたいと考えております。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、再度よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりました。なお、他の常任委員会に係る補正予算の各事案については、それぞれの担当常任委員会で説明され、了承をされているということであり、あらかじめご承知をいただきまして、質疑をお受けすることといたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第72号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第72号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。  
暫時休憩いたします。

（ 午後12時08分 休憩 ）

（ 午後12時09分 再開 ）

委員長 再開いたします。  
午後1時まで休憩いたします。

( 午後 12 時 09 分 休憩 )

( 午後 1 時 00 分 再開 )

委員長 再開いたします。

続いて (12) 議案第 81 号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更について、(13) 議案第 82 号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、(14) 議案第 83 号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についての 3 議案は、地方自治法の一部改正に伴い規約の変更を行う必要があるものであり、一括議題とし順次説明を求めることと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 83 号を一括議題といたします。理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第 81 号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更について、議案第 82 号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、議案第 83 号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを一括させていただいて、説明をさせていただきます。まず、以上の 3 議案書を朗読いたします。

( 3 議案書一括朗読 )

総務課長 この 3 議案につきましても、前回の委員会で、説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは、まず議案第 81 号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更についてを、末尾にございます要旨をご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。本

規約の改正は、地方自治法の一部改正に伴うものでございまして、1つといたしまして、当組合及び後の2つの組合につきましては、収入役を置いてはおりませんが、規約に収入役という文言がございませぬ。また、その事務を、吏員が行うこととしていたため、収入役に関する部分を削除するとともに、新たに会計管理者を置く規定を設け、これには組合の職員を宛てるものでございませぬ。2つといたしまして、吏員その他の職員という部分につきまして、職員と改めておられます。3つといたしましては、監査委員の定数につきましての改正でございませぬ。監査委員の定数を組合の条例で増加させることができる、という条項を追加し、その場合でも、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする、とされました。すなわち、監査委員の定数を増加させる場合は、識見を有する者の内から選任する監査委員である、ということにございませぬ。なお、施行は平成19年4月1日からとしておられます。

以上が、議案第81号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更についての説明にございませぬけども、議案第82号につきましても議案第83号につきましても、その変更内容は今申し上げました内容と同様にございませぬので、それぞれの説明につきましても、割愛をさせていただきます。

以上、簡単ではございませぬが、議案第81号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更について、議案第82号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、議案第83号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
順にお諮り致します。  
議案第 8 1 号については、当委員会として原案どおり可決すること  
にご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 8 1 号については、当委員会と  
して満場一致で可決すべきものと決しました。  
続いてお諮り致します。議案第 8 2 号については、当委員会として  
原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 8 2 号については、当委員会と  
して満場一致で可決すべきものと決しました。  
続いてお諮り致します。議案第 8 3 号については、当委員会として  
原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 8 3 号については、当委員会と  
して満場一致で可決すべきものと決しました。  
続いて ( 1 5 ) 議案第 8 4 号、王寺周辺広域市町村圏協議会規約の  
変更についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政 それでは、議案第 8 4 号、王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更  
課長 についてのご説明を申し上げます。その前に議案書を朗読させていた  
だきます。

( 議案書朗読 )

企画財政課長 それでは、議案の一番最後のページに要旨を付けておりますが、まず要旨を朗読させていただきます。

( 要旨朗読 )

企画財政課長 具体的には、この議案の2枚目の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。前回の委員会でもご説明申し上げておりますが、具体的には第6条の関係で、「委員14名」を「委員13名」に改め、第8条で括弧書きの「(長が会長であるときは、助役)」を削るものであります。なお、施行日は、各一部事務組合の規約の変更日に合わせまして、平成19年4月1日としております。

以上で簡単ではございますが、王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第84号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第84号については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて（１６）議案第８７号、西和消防組合規約の変更についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 議案第８７号、西和消防組合規約の変更についてでございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本規約の改正につきましては、先ほどの西本課長からの議案第８４号、王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更につきましての説明にございましたように、今回の地方自治法の一部改正に伴う変更と、管理者及び副管理者となっている町の場合、現行では助役さんがその議員となっていることを改めまして、議員は、公選により選ばれたものとする、という改正でございます。具体的に申し上げますと、新旧対照表にございますように、第５条で、議員の定数が「１４人」とあるのを「１２人」に改めまして、同条第１号のカッコ書きでの「町が組合の管理者または副管理者となる組合長にあつては助役」とあるうち「あつては助役」とありますのを「を除く。」とする改正でございます。その他、地方自治法の一部改正に伴いまして、「収入役」に関する記述を除くとともに、一部の文言整理をしているところでございます。なお、施行は平成１９年４月１日からとしております。

以上、簡単ではございますけども、議案第８７号、西和消防組合規約の変更についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案のとおり、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第87号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第87号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に継続審査について、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 山崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは最初に史跡藤ノ木古墳整備工事の現在の進捗状況についてご説明申し上げます。史跡地外周の側溝をはじめとする構造物の施工を引き続き行っております。また、墳丘の整備状況でございますが、墳丘の表土の剥ぎ取りが完了し、盛土の施工に向けた準備を行っております。また、12月からは石室内部の石材等の修復作業に着手しております。年内には本年度発注工事の約40%程度が完了する見込みでございます。

次に、(仮称)文化財活用センターの実施設計(案)についてご説明申し上げます。このほど、実施設計(案)につきまして、ほぼ固まりましたことから、基本設計からの変更点を中心に資料1に基づきご説明申し上げます。基本設計からの変更が数箇所ございます。最初に展示室でございます、1枚目の部分でございます。小豆色で着色している所が展示室でございます。展示室の石棺(映像演出)と表記している上に黒の四角で表示しているものがございます。これは屋根を支えている柱を表示しておりますが、基本設計では撤去し、補強することで施工可能であるという風に考えておりました。しかしながら、詳細な構造計算等の検討を行った結果、最悪のケースとして本館北側約1

40平米すべてを撤去し、新たに建築しなければならない可能性があることが判明いたしてまいりました。また、これに要する費用も新たに2,000万円から3,000万円程度必要となるという事がございます。このような事からこれを採用する事は現実的ではないと考えられるところがございます。従いまして、図でお示ししておりますように柱を残し、展示室のレイアウトを一部変更しこれに対応しようというものでございます。その結果、展示室の面積は基本設計から5.63平方メートルの減で108.31平米となったところがございます。

次に、映像ホールでございます、青色で着色している部分でございます。これも、展示室のレイアウトの変更及び展示品の搬入専用通路の設置によりまして、レイアウトを大きく変更するというものでございます。その結果、基本設計から30.04平米の減で56.96平米となるものでございます。

次に、情報ホールでございます、柿色で着色している部分でございます。これも展示室のレイアウトの変更により基本設計から7.34平米の増で75.2平米となるものでございます。

次に、右側の管理棟についての変更でございます。ここでも基本設計からの変更が数箇所ございます。まず基本設計におきましては、管理棟で遺物等の修復作業のための部屋を設ける計画といたしておりました。福社会館が移転する計画となっておりますことから、発掘により出土した遺物等の整理、修復や収蔵庫として再活用することとなったことによりまして、作業室の設置を取りやめ会議室の位置を変更するものでございます。また、特別収蔵庫の仕様につきましても前室を設けることといたしました。このようなレイアウトの変更によりまして、風除け、受け付け室で3.77平米、事務室で9.92平米、会議室で5.03平米の増となったところがございます。また、本館との連絡通路につきましても、展示物専用の搬入通路を別に確保する必要があるため設置することといたしました。その他、詳細につきましては3ページ目に基本設計時の概要と実施設計の概要を、面積も含め



一覧表として整理いたしておりますので後ほどご覧いただければと思います。

以上が、文化財活用センターの実施設計の概要でございます。その他、史跡等につきましては特段ご報告申し上げる事項はございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

松田委員 ちょっと一つだけ聞かせておいてください。本館と管理棟にそれぞれ受付スペースが書かれているんですけども、これは要員配置の関係から言ったらどうなるんですかね。受付の関係を情報ホールの方の受付の関係もですね、事務室の受付もあるんですけどね、事務室の方が適当かなと思うんですけど、2ヶ所に受付を持つとですね、要員配置のかかわりで制約を受けるように思うんですけど、どうしても2ヶ所要るんですかね、1ヶ所で出来ませんか。要員運用との関係で何か考えて。

生涯学習課長 受付につきましては、本館部分、いわゆる展示室がある部分につきましては、これら展示品の案内でありますとか、町内遺跡等の案内等を主に行う職員のための受付という風に考えております。管理室の方の受付につきましては、現在計画しておりますのは、ここへ文化財の分野の職員を配置いたしまして、ここで文化財行政の事務を行うという意味で、ここでいわゆる発掘等の届出でありますとか、開発に伴う受付でありますとか、そういった業務を行う関係上、ここで一般の事務の受付という風に考えておるところでございます。

松田委員 説明でですね、あるいはこういう風にスペースをとという事で、望ましい事は間違いないと思うんです。望ましい事は間違いないんですけど、これは必ず人がついて回るという風に思うんですよ。事務所の方の関係、管理棟の方の関係で職員6名配置と書いてあるんですけどね、

この6名の中で運用するという事になったとしても、本棟の関係の受付という関係、2ヶ所を持つという関係がね、要員運用の面から言ってみるとどうなんかなという風に思うからですね、むしろ理想的であることに間違いはないけれども、かなり要員運用としては問題が出てくるかと違うか、あるいは制約されるかと違うか、という風に思うからですね、出来ればこの関係については、1ヶ所で受付が出来るような関係というものを考えといた方がいいかと違うんかなというようにも思うんですけど、やっぱり理想通り、絵はいいんですけどね、かなり僕は制約を受けることになるんじゃないかなという風に思うんで、実際にこういう設備が必要なのかどうか、一つにしといた方がいいかと違うか、という感じがするんですけど、どうなんですかね。

生涯学習課長　私の説明不足で大変申し訳ございません。通常、受付の職員が居るのはいわゆる展示室等がある本館部分でございます。管理棟につきましては、この受付と表示しておりますのは受付カウンターであるという事で、本来事務室に居る人間がお客様が来られる時にはその職員が対応すると、受付専用の職員は管理棟には置く計画はございません。

松田委員　これ以上言いませんけども、やっぱりかなり職員の運用との関係があるので、受付、こんな小さな関係の所に受付を本館と管理棟に別々に置かなあかんのかなという風に思うんですよね。だからその辺については、もうちょっと工夫をしてですね、やっぱり今日出来るだけ無駄を省こうという事を言ってるんですから、そういった事について配慮をした方がいいんじゃないかという意見を持ちます。だからそういった面についても、理想として言われる事は結構なんです。それぞれに受付があるという関係はいいと思うんですけど、多少ちょっと無理があるような感じがしますんで、その辺についても十分検討してほしいという風にお願いをしておきたいと思うんです。以上です。

委員長　　嶋田委員。

嶋田委員 今現在、工事中の藤ノ木の現場なんですけど、重機やとか色々手が入ってきて、内部の調査というのはやっておられるんですか。石室内部の調査、変化が見られるとか、そういう事ですね。

生涯学習  
課長 内部の調査につきましては、現在もセンサー等設置いたしまして、温度・湿度、一定、石室の変異等について継続して測定を行っております。

嶋田委員 それなら結構なんですけども、変化は見られないという事ですね、変化。

生涯学習  
課長 今のところ、大きな変化、変動は見られておりません。

嶋田委員 結構です。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け了承したということで終わります。  
次に、各課報告事項について、(2)第三次斑鳩町総合計画前期実施計画の総括について、理事者の報告を求めます。

西本企画財政課長。

企画財政  
課長 それでは各課報告事項(2)第3次総合計画・前期実施計画の総括についてでございます。これにつきましては、第3次総合計画・前期実施計画、平成13年度から平成17年度までの計画の実施につきましての総括でございます。今回、その取りまとめを行いお手元の資料3により、ご報告をさせていただくものでありますが、この資料につきまして、委員長さまのご配慮によりまして、あらかじめ資料を事前の配布を行っていただきましたので、個別の取り組みの説明を省略させていただき、全事業の総括について、簡単にご説明を申し上げたい

と思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成12年度に平成22年度を目標年次とする第3斑鳩町総合計画を策定し、前期実施計画の中で先程申しましたように平成13年度から17年度までの前期5年間のまちづくりを進めてきました。前期実施計画では、303事業を登載しており、毎年秋に進捗管理をおこなってまいりましたが、平成17年度までの前期の計画期間が完了いたしましたことから、今年10月に全事業の総括調書を作成し、担当課に対しましてヒアリングを実施したところであります。その結果をもとに、この「第3次斑鳩町総合計画 前期実施計画 総括」をとりまとめさせていただきます。

それでは、資料の1ページでございますけれども、ここでは第I章としまして、「第3次斑鳩町総合計画の概要」、「1. 計画の背景とねらい」、「2. 計画の構成と年次目標」、「3. めざすまちの将来像（あすの斑鳩）」というように、簡単に総合計画の概要をまとめております。

次に、3ページから12ページまででございますが、これにつきましては第II章といたしまして、「前期実施計画中の決算の状況」としまして、平成13年度から5ヶ年度分の決算収支の状況をはじめ、歳入・歳出のそれぞれの状況、また財政構造等の状況をまとめさせていただきます。

続きまして、13ページからでございますが、ここでは第III章といたしまして、「施策の展開結果」でございます。ここからは、前期実施計画に登載された303事業の成果を施策体系の項目ごとにその成果をまとめたものであります。各項目には、主な一部の事業を、「A：完了または進捗がはかられた事業」「B：進捗が見られなかった事業」

「C：前期途中から新たに追加した事業」の3つの区分に分けて、表にしてしております。個々の取り組みの説明につきましては、冒頭申し上げましたように、省略をさせていただきたいと存じますが、これら全事業の達成状況といたしましては、Aの完了または進捗がはかられたものは、303事業のうち267事業、88.1%であります。またBの進捗がみられなかったものにつきましては303事業のうち36

事業、11.9%となっております。Cは前期計画期間の途中から追加したもので22事業の事業がございまして、これはただ今進捗中、もしくは進捗の完了したのもございます。つきましては、約12%の事業につきまして、B区分でございましてけれども、B区分の約12%の事業につきましては、達成ができていない結果となっております。この達成できていない事業、あるいは進捗が見られない事業、つまりB区分の事業ですが、これらにつきましては、後期実施計画に引き続き掲載し、その実現に向けて、見直すべきものは見直しを行いながら、早期に達成できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。なお、C事業でありますけれども、これは制度改正等により新たに追加した事業であり、進捗が図られている事業であります。前期で完了したもの、あるいは後期実施計画にも引き継いでいる事業であります。このような見方で施策の展開結果をまとめさせていただいております。この総括の概要を簡単に今、説明させていただきました。現在の日本の社会経済情勢につきましては、少子化・高齢化、高度情報化、地方分権の推進などの時代の転換期にありまして、今後ますますこれらが進行するものと考えられます。加えて、国の三位一体改革など、予想を超えた厳しい経済状況の中で、地方公共団体における財政状況も非常に厳しい状況にあります。今後、行政が多様化する住民ニーズのすべてに答えていくことは難しく、限られた財源や資源を有効に活用しながら、事業の優先度を決定していくという事が必要であり、また事業の実施については、これまでにも増して効果的かつ効率的な運営が必要とされてきているところであります。そのような中で、今年から始まっております後期実施計画におきましても、前期実施計画以上に、可能な限り多くの事業に、客観的に判断できる指標及び数値目標を設定いたしました。この数値目標等に関しましてこれらの実績をもとに、事務事業の成果を図り、例年の進捗管理の際に、事務事業の評価的な要素につきましても、十分勘案したうえで、事業の継続、廃止、統合、見直し等、幅広い意味での進捗管理を行ってまいりたいと考えているところであります。さらに、現在策定作業中でありまして行政改

革・後期実施計画につきましても、この結果を反映させていく予定であり、また平成19年度予算編成にも生かしてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、総合計画前期実施計画総括の説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 一点、町債について、今課長、前期計画の反省を受けて後期計画に反映していきたいという風におっしゃっていただきましたけれども、今これを見させていただきますと、町債の現在高っているのが、一般財源総額を上回っているという、これについて、町の方としてどういう見方をしておられるのか、そして今後どういう考え方を持っておられるのか、その点についてお聞きしておきたいと思えます。

企画財政課長 町債につきましてはやはり今後財政が厳しい中、また交付税等が減ってきている中、今後は減らしていかなければならないと考えております。また、財源的なある程度余裕が出来ましたならば、繰上償還等も考えていき、町債を減らしていくという考えで進めて参りたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町制60周年記念事業について、理事者の報告を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは各課報告事項（３）斑鳩町制60周年記念事業についてであります。この関係につきましては、本定例会の提出議案説明の中でも触れさせていただいておりますが、皆様方のお陰をもちまして、来年は、町制施行60周年の節目の年を迎えることとなります。平成9年に町制施行50周年という大きな節目を迎え、さらなる飛躍を願い、地域住民の皆様が参加のもと、町制50周年記念事業を実施してから、はや10年が経ちました。いま、町制60周年を迎えるにあたり、ひとつの区切りとして町の歩みを振り返りながら、今後の新たなまちづくりに資することを目的に、今日まで行ってきております各種事業を60周年記念事業と位置付けて、つづまやかにではありますが、展開実施を行いたいと考えております。町制60周年記念事業の期間といたしましては、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの1年間といたします。また記念式典は、提出議案説明の中でも申しておりますが、平成19年2月12日（祝・月）にいかるがホール・大ホールにおいて執り行う予定であります。なお、議員皆様方には日が近づきましたら、また案内状をご送付申し上げますので、ご多忙の折とは存じますが、ご臨席の栄を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また記念事業であります。町が行う新規又は既存の住民参加型イベント事業を対象に、60周年記念事業の位置付けを行い、記念事業には「斑鳩町制60周年記念」という表示を行って参ることとし、基本的にはあまり費用をかけずに、また趣向は凝らしながら展開をしてまいりたいと考えております。そのため、役場の職員で構成します「記念事業実施プロジェクトチーム」をこの秋に発足させ、記念事業の冠事業についての検討を今日まで行ってまいりました。その内容を取りまとめましたものを、本日、資料NO. 4として「斑鳩町制60周年記念事業（案）」として提出をさせていただいております。

まず、この表であります。本年11月30日現在において、各課において平成19年中に実施を予定いたしております、各種のイベント事業を一覧にしたものであります。項目といたしましては、実施時期、事業主体、担当課名、事業内容、町制50周年記念事業の時の催

し、そして60周年記念事業としてのプラスアルファした事業内容を掲げております。この記念事業の中心は、主には今日まで行ってきております既存の住民参加型イベント事業ではありますが、60周年記念として1年限りのイベントや60周年を期として新規に行う事業も掲げております。なお、今現在における平成19年度の新年度事業も掲げておりますが、新年度のイベントにつきましては事業主体が実行委員会や各種団体も関係をしますことから、今現在において冠事業の内容が決められていないところもあります。このため、平成19年3月末までの、いわゆる平成18年度中における町制60周年事業につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

それでは資料の方をご覧いただきたいと思います。まず、1番目の斑鳩町消防団出初式が1月5日に行われますが、60周年記念事業としまして、式典の放水訓練でカラー放水をいたします。既に12月広報で住民周知も行ったところがございます。次に2番目の成人式では、例年の式典に加えまして、会場に「町制60周年記念」の表示と記念写真に「町制60周年記念」の表示をする予定です。3番目の顕彰記念祭では、お祝い事にちなんだ舞を行っていただける予定となっております。4番のいかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会ですが、60周年にちなみまして、法隆寺南大門をスタート・ゴール地点とし、サブタイトルに「聖徳太子マラソン」と題して実施をしたいと考えております。5番目の町制施行60周年記念式典であります。斑鳩町の記念式典の内容であります。斑鳩町の変遷を辿ったスライドの上映、次に出てまいります6番目の奈良大学、斑鳩・法隆寺国際高等学校と、それぞれ斑鳩町との官学連携の協定に係る調印、また、祝賀演奏、これにつきましては町内の団体を予定いたしておりますが、祝賀演奏も盛り込んだ内容として式典を予定をいたしております。次に、7番目の知床物産展・パネル展であります。先人から引き継がれてきた貴重な宝物であります世界遺産の大切さを知っていただくためのネットワーク作りを行うため、また世界遺産の趣旨について世界遺産のある市町村の住民への啓発を行うため、平成5年7月に



わが国13番目の世界遺産登録を受けた北海道・知床と、物産展、パネル展を予定いたしており、できましたなら知床の流水の展示も予定をしております。次に、8番目の太子の日フォーラムであります。来年で11回目の開催となります。60周年記念にちなんで、講演の他に聖徳太子関連遺物の展示を併設したいと考えております。次のページに移りまして、9番目の（仮称）JR法隆寺駅橋上化・自由通路開通記念式典であります。この事業はイベントではございませんが、式典時に「町制60周年記念」の表示をしてまいりたいと考えております。次に10番目の公民館まつりであります。このイベントも会場に「町制60周年記念」の表示をしてまいりたいと考えております。

11番目以降の各種事業につきましては、平成19年度、すなわち新年度以降に実施する事業であります。先ほども申し上げましたが、事業主体が実行委員会や各種団体というところもあり、また、新年度予算の関係もございまして、各種事業の実施に際しましては60周年記念の冠事業として、担当課を通じましてグレードアップを図っていただくようお願いをいたしており、既に検討をさせていただいている、あるいはこれから検討をしていただけることとなっております。また、事業主体が町であるイベント事業につきましては、一定の内容を検討しておりますが、町制60周年記念の冠事業といたしまして趣向を凝らしたものにしたいと考えております。なお、イベント以外の取り組みであります。町制60周年を期として、住民皆様方のさらなる発展へのステップとしていただきますため、広報等を通じて、機会あるごとに町制60周年を周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。また、各種団体にも町制60周年のアピールを行い、気運を高めていただくとともに、インターネット等による全国への情報の発信なども行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町制60周年記念事業についての説明とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
松田委員。

松田委員 60周年を迎えてですね、それぞれの今まで行ってきた関係に、60周年という冠事業として位置付けをして行っていくという事は分かるんですが、異議があるわけではないんですけども、同時にですね、町制60周年であると同時に、いかるがホールの関係については、やっぱり10周年記念だという事で、この機会を通じてですね、歴史文化の斑鳩として、ホールで実施をする関係などについても、住民に喚起を呼び戻すと同時に、斑鳩観光振興にも役立てていくという事などを考えてはどうかという意見などがホールの理事会などでも出ていましたので、ここでは60周年だけになっていますけど、やっぱりホールで行う関係については、やっぱりホール10周年記念も合わせた関係のものが、全てではなっていないかと思うんですよ。ホールで実施しないですから、そういうものについてももう少し工夫をしてですね、別枠にせず、やっぱりこういう関係の時に60周年と同時にホール10周年という関係についても、何かご配慮をいただいたらなと思いますので、意見だけ申し上げておきます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 ここで、いかるがの里・ふるさと秋祭りという事で平成19年度の開催は未定だとなっておりますけれども、これは各自治会なりの、旧の自治会なりの太鼓台やとか出て賑やかにやっておられるんですけども、各幼稚園、保育所の園児たちの手作りのみこしも毎年保護者の方が見に来られて賑やかにやっておられるという事で、今ここで未定という事なんですけれども、園児たちの手作りみこしなどを、この商工まつり、ホールでされるような形では聞いておるんですけども、商工まつりでされて、必ずやるんやという形でもって、されてはどうかと思います。子ども夏祭りですか、これは何か例年やってるとこ

ろで同じ所でないとちょっと具合が悪いという事で、別々にされると聞いておるんですけど、それはそれでいいんですけども、園児たちが集まってくる、そしたらこの子ども夏祭りについても、園児たちをターゲットにしておられる行事だと思いますので、そこら辺また子ども夏祭り実行委員会ですか、に話をされて、それやったら共同で出来るんやないかなという風な話になってくるかも知れませんが、そこら辺も一度考えていただけたらなと思います。

企画財政課長 今いただきましたご意見につきましては、秋祭りにつきましては実行委員会がごございますので、説明の中で申しましたように来年度どうなるかまだ未定の部分がございますが、そういった意見もあるという事で、もしそのようなケースになります場合には、町制60周年の担当課といたしまして、その辺の事も検討して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 次に、(4) 差押財産の公売等について、理事者の報告を求めます。藤原税務課長。

税務課長 それでは、来年1月に実施を予定しております差押財産の公売につきましてご報告をさせていただきます。

まず、その公売の概要等のご説明の前に、公売に至りますまでの滞納整理の流れにつきまして若干、お時間をいただきましてご説明をさせていただきますと思います。

納期限が過ぎましても税の納付がない場合、これは地方税法の規定により督促状を送付いたします。この督促状を受け取ってもなお納付がない場合、文書により催告書を送付いたします。その間でございますけれども、訪問徴収あるいは電話催告を行うほか、特別徴収対策班による徴収及び納税指導、あるいは徴収嘱託員による訪問徴収などを行っているところでございます。また、再三催告をいたしましてもなお納付もなく、また納税相談にも応じられない場合は、税務窓口まで

来ていただくよう通知もしているところです。それまでの過程で、多くの方が納付をされますか、あるいは諸般の事情により全額納付できない場合にありましても、分割納付に応じられているところがございます。しかしながら、まったく納付がない、あるいは納税交渉にも応じられないような方もおられまして、そのような場合、財産調査を行い給与・預金等の債権や不動産の差押えを行っているところがございます。ただ今、申し上げましたのは、滞納整理の基本的な流れでございますが、それぞれの滞納者の事情等を十分考慮しながら、それぞれの事情等に応じた対応をしているところがございます。そういったなかで、今回、差押えいたしました不動産につきましては、やむを得ず公売に至ったものがございます。

この差押財産の公売でございますけれども、来年1月24日に奈良総合庁舎におきまして、斑鳩町と奈良県、奈良市、生駒市、平群町と合同で公売を実施することとなりました。不動産を公売いたしますのは、斑鳩町では当然初めてのことでありまして、また、このように県と市町が合同で公売を実施いたしますのも、奈良県で初めてのことでございます。当町が公売いたします差押財産でございますけれども、物件は東小学校の北側の住宅地でございます法隆寺南2丁目地内の宅地176平方メートル、現況といたしましては更地でございますけれども、この土地1件を公売する予定でございます。公売につきましては入札により行うこととしております。入札参加方法等の詳細につきましては、12月18日に公売公告をいたしまして、県と各市町の広報紙及びホームページに掲載し、広く周知を図っていくこととしております。なお、12月19日には、県、2市2町共同で報道発表することとしております。また、今回は不動産の公売という事ではありますが、今後につきましては、不動産だけでなく自動車等の動産などについても差押えすることも検討しておりまして、その公売手段としてインターネット公売の活用なども図ってまいりたいと考えているところがございます。

以上、差押財産の公売等にかかるご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 その最低売却価格っていうのは設定されておられるんですか。

税務課長 公売につきましては、いわゆる国税徴収法の規定が適用されるわけ  
でございます。これらに準じて行う関係で、この公売につきましてもいわゆる最低公売価格、いわゆる見積り価格というものがございまして、それを設定させていただく事になっております。それにつきましては先程申し上げました12月18日の公布に際しまして、合わせて公表させていただきたいという風に思っております。

委員長 他に、理事者の方から報告はございませんか。

( な し )

委員長 それでは、以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したということで終わります。

次に、その他について、委員の方から質疑、意見があればお受けしたいと思います。

木澤委員。

木澤委員 一点だけお尋ねをしたいんですけれども、やはり最近不審者が勃発してございまして、特に小さい子どもさんなんかは被害に遭っているんですけれども、斑鳩町の幼稚園とか保育園で、いろんな対策とっていただいていると思いますけど、もし不審者が侵入してきた時というのは、どういう対策をとられているんでしょうか。

教委総務 今、不審者進入につきましてはの対策という事でございます。幼稚園

課長

におきましても、これは学校全体にとりましても、ない事でございますけれども、危機管理マニュアルの徹底を図りながら子どもの危機管理への意識向上、当然取り組んでおるわけでございます、平成13年度に幼稚園におきましても、監視カメラの設置及び各教室に赤色灯と連動した警報ベルの設置を行っているところでございます。また不審者侵入時の危機管理につきましては、西和警察署などのご協力をいただきまして、教職員に対して防犯訓練を実施して、各自の役割や対応の意識徹底を図っているところでございます。幼稚園におきましては西和警察署に来ていただきまして、各園で親子の防犯教室を開催いたしておりまして、保護者の方々には講話や簡単な護身術を話していただきまして、また園児に対しましてはお話やビデオ等、人形劇等で意識の防犯についての意識の尊厳という事で実施していただいているところでございます。

木澤委員

今ね、色々防犯の訓練等していただいているという事ですけども、実際に不審者が入ってきた時の対応として、先生方が体をはって止めていただければいいんですけども、なかなかそんな状況にもならないという事では、特に保育園でしたら保育士の先生、数がまだ結構いますけれども、幼稚園なんかやったら先生の数も少ないし、そういう事では前にテレビで少しやっていたんですけども、不審者対応のネットが飛び出るピストル型の対策のものと。一回使ったらそれは使いきりになって捨てなければいけないという事ですけども、それについても予算、テレビでやってる時には1個2万円位で買えるという事ですので、一度ご検討いただけないかなという風に思うんですけども、担当課の方では一応お話は聞いていただいていると思いますけれども、いかがでしょうか。

教委総務

課長

ただ今お話の、防犯機器のネットランチャーの事だという事でございますけれども、これにつきましては、その辺幼稚園について、導入する考えはないかという事のご質問だと思います。私も報道等でネッ

トランチャーにつきましての事については承知しておりますけれども、導入につきましては、ネットランチャーの犯罪抑止に有効であるのか、また幼稚園は、おっしゃったように女性だけの職場でもございますので、女性にも簡単に操作できるものか、またそういった、先程2万円という形で価格の方もご提示いただいたわけなんですけれども、それら等も考えながら、一度業者にですね、デモンストレーションを依頼しながら、導入について研究してまいりたいという風に考えております。

木澤委員 是非よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 他にご意見等ありませんか。 松田委員。

松田委員 これは全体を通じて言えることなんですけれども、議会の関係あるいは委員会の関係、同時に監査側の関係なんですけれども、先程も委員長が報告事項の関係、報告を受け、了承したという風にお申しになりました。確かに結局はですね、今度の12月議会の場合でもそうなんですけれども、予定議案の説明という事が、閉会中の委員会などでも説明されますよね。その際に色々若干の意見などを言ったとしても、最終的には内々了解を得たというような理解の仕方を理事者側がされているのではないかなというふうには思うんです。従ってそれらを得た上で、議会の条例法案、議案などについて全て議会にかけられるという事になっています。この事についてですね、形式的に確かに我々は説明を聞いたという事に留めるという事に今までしておりますし、若干意見を言ったとしても、確かに諾否を聞いて決定してる事ではないと思う。ところが諾否を決定したかのように扱われてしまう関係というのがあるはしないのかなと。この辺についてもう少しやっぱり、もしそうであるとするなら、見解でも言われていますように、事前説明ではなしに事前審査をしている事の理解があるんなら、もう少しそういった関係を言って、そして条例提出するまでに、十分

に双方の意見をくんだうえで咀嚼をしながら提案をする、という形が本来望ましいだろうという風に思うんです。ところがそういう事ではない。説明を受けたという事でありながら、本会議から付託を受けた審査になってくると理事者側としては、一応予めご説明申し上げたとおりと言う風な内容になってしまうという事について、若干お互いに認識の違いと言いますか、そこに論議が深まりにくい要素というものが、今日時点の運営の中ではあるのではないかなという風に思うんです。これは、いわゆる行政側も議会側もですけれども、改めてこういうやり方がいいのかどうか、あるいはそういう認識であるのかどうか、という事について、十分議論をしていかないとはですね、いい関係での緊張感を持った委員会審議という事にならないのではないか、というように私は思うんです。そうしている限りにおいてはマンネリ化をし、いわゆる常に改革の刷新の方法を展望しようという事を欠くのではないかなというふうにも思うんで、そういった面について、更に今後十分に意を用いながらですね、議会あるいは執行の側共にですけれども、考えていく必要があるのではないか、あるいはこういうあり方がいいのかどうかについても、議論を更に進めていくべきではないのかなという気が実はしているんです。従って特に全体に関わる問題ではありますけれども、多少そういった事を申し上げて、更に行政側と議会との関係がより緊密でより緊迫感をもった、緊張感をもった議論が出来るような場にするようにお互いが努力をすべきではないのかなという風には思っていますので、若干意見だけを申し上げておきたいと思います。以上です。

委員長

その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )



委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう  
お取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任  
いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様で  
ございました。

( 午後2時00分 閉会 )

|